

平成 24 年度練馬区協働事業提案制度（平成 25 年度実施事業分）審査基準

審査基準	協働事業 企画書上の 判断箇所	審査の視点	配点
事業の目的・ 公共性	3 事業の目的	・解決する課題、ニーズが明確であること	5点
		・公共性が高い事業であること	5点
取組手段の 特性・妥当性	4 事業内容 実施体制	・課題を解決する手段に特色・特徴があること	5点
		・団体の特性や過去の実績が活かされ、課題を解決するための手段として適切であること	
事業の 実現性	4 事業内容 実施体制	・事業計画が適切であり、事業内容が明確であること（実 施工程、実施規模、対象人数、実施場所など）	5点
		・事業実施に伴う人員体制が適切であること ・事業に必要な人材（専門性を有する者、経験者など）や 機材が確保できること	5点
成果の妥当性	5 事業の 効果・成果	・事業の成果が明確かつ適切であること	5点
協働の必要性	6 協働の必要性 役割分担	・提案団体が単独で取り組むより、効果的に事業の実施が 期待できること	5点
		・役割分担が明確かつ適切であること（区に依存するよう な内容になっていないこと。区側の資源を有効に活用で きる内容になっていること）	5点
事業の発展性	7 協働事業実施年 度を含めた将来 的な事業の展望	・事業の発展、広がり、波及効果などが期待できること	5点
事業経費の 妥当性	収支予算書	・収支予算書の記載内容や積算根拠が明確かつ妥当である こと	5点

合計 50点

継続提案の場合は、今年度の中間評価（確認）の結果を踏まえ、次年度も協働で取り組む必要性や継続による更に高い効果が期待できるかなども含め、総合的に審査を行う。